

取扱区分：公開

令和5年第2回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和5年2月24日（金）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和5年第2回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和5年第2回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和5年2月24日（金） 午後2時00分

2 閉会日時 令和5年2月24日（金） 午後5時30分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1番 萩原 和夫	2番 門井 隆	3番 常見 淳	4番 野口 勇
5番 田鍋 光男	6番 齋藤 博司	7番 高橋 建一	8番 寺田 進
9番 岩崎 久	10番 山本 寿一	11番 吉岡 政広	12番 杉崎 國昭
13番 原田 順一	14番 竹内 幸男		

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区

（平野）渋谷 悟	（平野）山口 実	（蓮田）山口 恵司
（黒浜）新井 仁	（黒浜）小澤 はつ江	

6 欠席推進委員（1人）

（蓮田）増田 雅暢

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について

議案第2号 農用地利用配分計画案の利用権設定について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について
（次回以降、審議予定）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第6号 納税猶予に関する適格者証明について

議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得時における下限面積（別段の面積）の廃止について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

- 報 告 3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報 告 4 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
報 告 5 不動産登記法第105条第2項の規定による仮登記情報について
報 告 6 農業経営主変更届の受理について
報 告 7 公共事業に伴う事業計画書の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長 中里 幸雄
事務局 茂木 郁
事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和5年第2回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（会 長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和5年1月25日に開催いたしました令和5年第1回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様に伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

なし。

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

また、推進委員の出席状況でございますが、●●●●より欠席の連絡がございました。従いまして、推進委員の出席は、5名となっております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。

本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案の他、申し訳ございませんが、1件「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得時における下限面積（別段の面積）の廃止について」の審議を追加させていただきます。また、報告案件につきましても、報告7号の報告事案を1件追加させていただきます。よろしくお願いいたします。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第8号でございます。また、報告案件は、報告1から報告7でございます。

本日は、審議案件が大変多いことから時間短縮のため、各委員及び事務局からの説明等、最低限に割愛させていただきたいと存じます。ご理解、ご協力等よろしくお願いいたします。

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の利用権設定について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局） ― 議案第1号、議案書朗読 ―

（議 長）

議案第1号のうち、新規設定番号1から番号3につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

（委 員）

農地利用集積計画の利用権設定について、●●地区担当としてご説明いたします。

全9筆について受人に直接お話を伺ったところ、渡人たちがご高齢で耕作ができないということで、借りて耕作をするということでした。受人の話によると、これまでも少しずつ田を借りて管理しています。機械や設備も整っております。

問題はないと思いますので、事務局の方で補足をお願いいたします。

（議 長）

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）

委員さんのお話のとおりですが、受人は数年前に定年退職された後、ご実家で営まれていた農業を引き継ぐというお気持ちが固まり、少しずつ広げてやっていきたいということを抑っていました。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定番号1から番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定番号1から番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

渡人の●●さんの案件が議案第3号番号1にも出てきますので、ご承知おきください。

受人にお話しを伺ったところ、受人はすぐ傍の畑を借りて耕作をしているのですが、申請地が以前から何も作られずに空いていることを知っていました。貸してもらえるかどうか市役所から渡人に聞いたところ、渡人もご高齢のため管理が大変であるということで、了承を得られたということでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんのご説明のとおりです。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定番号4につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号5と番号6につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

渡人はご高齢により耕作ができないということで、地元の受人が引き受けたようです。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定番号5と番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定番号5と番号6につきましては、承認することといたします。

次に新規設定番号7につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

渡人は昨年亡くなり、現在、息子さんが●●●●を開業して農業ができないということで、地元の受人が借り受けたようです。

問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定番号7につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定番号7につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号8から番号10につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

受人はブロックローテーションにかかり、新たに●反●畝を借りるのですが、自分の田が●反●畝あり合計●反になるため、この場所を借りての耕作になります。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定番号8から番号10につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 1 号、新規設定番号 8 から番号 1 0 につきましては、承認することといたします。

次に議案第１号、新規設定番号１１と番号１２につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。また、●●委員に関係する案件ですので、説明後、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

(委員)

同じくブロックローテーションにかかりました。田がたくさん空いているので、好きな田を貸すということで、現場を見ていただいてから受人に貸すこととなりました。

小作料は、ブロックローテーション以外で●●●●円と決めてお話をしました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 1 号、新規設定番号 1 1 と番号 1 2 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第１号、新規設定番号１１と番号１２につきましては、承認することといたします。●●委員は、入室をお願いいたします。

次に議案第 1 号のうち、新規設定番号 1 3 と番号 1 4 につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

受入は新規就農者であり、いちご栽培を始めるとのことで、今回の契約に至りました。
受入は、●●●●関連の●●●●という所でいちご栽培をやっており、約5年の実績がござ

います。独立し、今回の契約に至りました。

お住まいが●●になっておりますが、親族は●●や●●の方に住んでいらっしゃいます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

受人は、●●●●が主体の●●●●という会社に務めております。●●にあるいちごハウスに毎日通い、耕作をされています。

ご実家の●●近くで土地を探されていたのですが、地権者さんとの話し合いがうまくいかなかったり、地権者さんのご都合があったりしてうまくいかず、今回、●●の方になりました。

新規の方なので、通常は短期で契約を勧めるのですが、ハウスを2棟作るということ、育苗施設等も作るということで、かなり初期投資がかかってしまうため、最低でも10年くらいはやらないと難しいというお話でした。

地権者の方と●●委員さんにもお話を聞いていただき、条件が整ったということでした。

今回はこの2筆なのですが、ゆくゆくは農地を広げ、いちごをやっていききたいということを希望されています。

特に問題はないかと思いますが、よろしく願いいたします。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

年齢はおいくつくらいですか。

(事務局)

●●●●です。ご実家にお住まいの義理のお兄さんが全面的に協力し、一緒にやってくださるということです。ご本人も毎日通うのですが、至らないところはお兄さんがやってくださるそうです。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定番号13と番号14につきまして、承認することに賛成の方は、挙

手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定番号13と番号14につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号15につきましては、●●委員に関係する案件ですので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

それでは、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

この場所は、以前から受人が耕作しておりましたが、今回、正式に設定しての耕作となります。

受人は、経験、実績とも十分にありますので、問題はないかと思えます。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定番号15につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定番号15につきましては、承認することといたします。

●●委員は、入室をお願いいたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号16から番号18につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

おそらく、議案第2号にある●●●●が、最終的に使うのではないかとのことです。
今のところ、現況は畑として管理されています。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定番号16から番号18につきまして、承認することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定番号16から番号18につきましては、承認することと
いたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号19から番号34につきましては、関連があります
ので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

また、この案件には●●●●が関わっておりますので、●●●●にこの審議が終わるまで議長を
交代させていただきます。

(議 長)

●●●●に関連します案件のため、議長を交代させていただきます。

それでは、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

この辺で筆数がまとまっていると思ってください。

●●●●でやるので、●●●●にお話を伺いました。今までそばの栽培を●●●の交差点か
ら●●●に近い方で行っていましたが、●●●●の関係でできなくなっており、そばの栽培場
所を少し手前に移すというイメージで、今回のような話になったということです。●●●●
の方で皆さんの土地を承諾して、このような形でやるということに至ったようです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

イメージ的には、まとまっている土地なのですか。

(委 員)

そばの栽培を組合としてやる関係で、ある程度つながっている所です。この辺一体ということは何っています。

(委 員)

面積はどのくらいでしょうか。

(事務局)

●町弱のようです。従来、●●●寄りの方でやっていたときの面積の半分弱だそうです。

(議 長)

その他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定番号19から番号34につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の新規設定番号19から番号34につきましては、承認することといたします。

●●●●は入室をお願いいたします。

ここで、議長の職を●●●●に戻させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(議 長)

ここから議長の職に戻させていただきます。

続きまして議案第1号のうち、新規設定番号35から番号50につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。また、●●委員に関係する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

それでは、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

併せて●町歩なのですが、●●●●も耕作者が年々減少しています。今までは空いた田を組合で水稻栽培していたのですが、非常に手間がかかるということで、田を畑に変えて補助金をいただきながら、多少でも国の方向に沿った形でやりたいということで、約●町歩を追加で増やしました。合計●●haで、小麦、大豆の畑になります。過去からみても一番多くなっていると思っています。

今は麦が植えられているのですが、昨日で2回目の麦踏みが終了いたしました。何とか一段落したところです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定番号35から番号50につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の新規設定番号35から番号50につきましては、承認することといたします。

●●委員は、入室をお願いいたします。

次に、議案第1号のうち再設定である番号51から番号64までにつきましては、説明を省略させていただきます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号のうち再設定番号51から番号64につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、再設定番号51から番号64につきまして、承認することといたします。

続きまして、議案書12ページ、議案第2号「農地利用配分計画の利用権設定について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) ― 議案第2号、議案書朗読 ―

(議 長)

次に議案第2号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

これは先ほど議案第1号で出た案件を、農地中間管理機構が借りて受人に貸した、という案件です。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

●●●●さんは賃借料が高いようですが、他に借用している所もこのくらいなのですか。

(事務局)

借りている所はみんなこの金額です。他の所のほとんどは購入されていて、農地を取得されています。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案書13ページ、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第3号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日、受人に話を伺いましたところ、この場所はおそらく50年以上前から相対で借りており、土地改良区の代金なども受人がずっと払っていたそうです。渡人が高齢になったので、今回、所有者をきちんとしようということになり、売買に至ったとのことでした。

特に問題ないと思いますが、よろしくお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の2ページをご覧ください。

今回の申請者に関しまして、全部効率利用要件として、2月1日(水)に全て耕作を確認しております。

農作業常時従事要件について、ご本人が200日、お母様が200日、義理のお兄さんが200日、お姉さんが300日以上ということで、年間150日以上ということを確認しております。

下限面積要件として、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、合わせて●●●●㎡ということで、40アール以上であることを確認しております。

地域との調和要件は、現況 田、取得後の計画も田となっております。

4 ページの現地案内図の現地ですが、対象地の上の●●●●を受人が所有しており、一体で耕作しているということでした。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、補足説明としまして、皆様、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 3 号、番号 1 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

場所を確認しましたが、だいたい整備されてきれいに管理されている状態になっております。

地図1の●●●●というひし形の土地ですが、元荒川の土手が深く3～4mくらいあり、横の道路も土地に対して2mほど高く坂になっており、木や草が生茂って作業に入ることは危険だと見受けられます。●●の●●●●内に外周で決まっている土地であり、この辺は問題ないと思われます。

受人に直接お話を伺ったところ、渡人は実のお父様で、ご高齢になり管理が大変ということで、息子さんが贈与という形で受け継ぐそうです。ご本人も定年退職されており、近所に迷惑をかけずに農地の管理をしていきたいということです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の6ページをご覧ください。

今回の申請者に関しまして、全部効率利用要件として、2月1日（水）に全て管理してい

ることを確認しております。

農作業常時従事要件として、ご本人が200日以上ということで、年間150日以上従事していることを確認しております。

下限面積要件として、今回は全ての農地を贈与という形なので、自作地と申請地が同じ面積になっておりますが、●●●●㎡ということで40アール以上であることを確認しております。

地域との調和要件として、現状 田・畑、取得後の計画も田・畑となっております。

先ほど委員さんからもご説明いただいた●●●●の農地の管理ですが、当初はできる限りやりたいということでしたが、ここよりも南側がずっと荒れている状態で、危険だと思われたため、今回は管理不足となっております。

また、お父様のご高齢でなかなか管理ができないため、ご本人の従事が200日ということでそのくらいの頻度で●●から通い、できる所は全て管理してきたというお話を伺っております。

以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案書16ページ、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

この議案につきましては、開発許可の手続きが遅れていますことから、本日の審議は見送りとさせていただきます、3月以降にお願いしたいと存じます。

それでは、ここで暫時休憩します。

－ 休 憩 －

(議 案)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここからは、議案書17ページ、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

それでは、議案第５号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) ― 議案第５号、議案書朗読 ―

(議長)

次に議案第５号、番号１につきまして担当地区委員の方が欠席されておりますので、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の３ページをご覧ください。

こちらについては前回の総会時に保留となった案件となります。保留となった後に、何回か事務局の方でも確認しておりますが、以前のように車両が駐車されている状態ではなく、是正がされていることを確認しております。また本日、担当委員さんからも電話があり、昨日の段階で車両の駐車はなく、現地も適切に管理されているということでご報告いただいております。

改めて、概要について説明させていただきます。

農業振興地域外の農地となります。農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、第２種農地となります。

申請目的は、太陽光発電設備となります。

申請理由としては、隣地の農業用倉庫へ電力供給のため、太陽光発電設備を設置するものです。電力供給のため、近隣土地を検討したところ南側に障害物のない本件土地が好立地であり、申請に至ったということです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。

２月２日現地確認済みです。

(議長)

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第５号、番号１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第５号、番号１につきましては、承認することといたします。

次に議案第５号、番号２につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

申請者は、現在、●●に住む親の家が申請地のすぐ傍にあるため、申請地を住宅敷地として確保したということです。

現場は、きれいにされており、5～6cmの草が生えているくらいですが、それも枯れています。

除外申請も取っているということで、問題はないと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の5ページをご覧ください。

農業振興地域内とありますが、除外証明書の添付を確認しております。

農地性としては、第2種農地となり、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となります。

申請の理由については、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水は市道本管より取出し、雨水は敷地内浸透処理、污水・雑排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。

その他、2月2日現地確認をしております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第5号、番号3につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

譲受人と話しをしたところ、今まで農機具等の保管場所を借りていましたが、今回、目の

前の●●●●の土地を購入し、敷地拡張をしたいということでした。

特に、現地には問題はないと考えております。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の 7 ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地となります。農地性については、第 1 種農地(おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地)となりますが、不許可の例外となる敷地拡張のため、今回、申請が出ております。

申請理由について、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水ありません。

2 月 2 日に現地確認をしております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 5 号、番号 3 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 5 号、番号 3 につきましては、承認することといたします。

次に議案第 5 号、番号 4 から番号 6 につきましては、関連がありますので、続けまして担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

ご説明がありましたが、番号 4 と 5 は関連性があるため一括で説明し、番号 6 と分けて説明させていただきます。

この案件は、●●●●内の商業施設「●●●●」の環境整備や飲食店を運営する●●●●が、お客様駐車場として令和 2 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日までの 3 年間一時転用の上使用し、一時転用後には取得予定であった農地●●●番地(面積●●●●㎡)に関わるものです。●●●番地は、12 ページの図面では、オレンジ色の斜線で表示されています。

●●●●の事業部事業課に問い合わせしました。●●●番地の地主さんに用地交渉を行ったところ、交渉が進展せず、一時転用の期限が迫り取得を断念したとの事です。地主さんは、賃貸で駐車場にするのはよいが、売りたいはないとのことであり、特に地主のご子息が、頑なに売り渡しに反対してきたようです。

●●●●では、これに代わる駐車場用地を近くを探していたところ、別の農家の方がよく知る譲渡人である、●●●●にお住いの番号4の●●●●さんが所有している農地があり、その農家の方がその農地を●●●●に紹介したところ、売買する方向で話がまとまったとの事です。

●●さんは、相続により農地を取得しましたが、非農家であるため先程の農家の方が耕運し管理を代行してきました。

●●さんとはなかなか連絡が取れない状況が続き、直接お話は伺っておりません。

隣接する農地の所有者の番号5の●●●●さんは、●●●●にお住まいであります。訪問しお話を伺ってきました。

●●さんは、●●●●以外にも農地を所有しており、今回対象となる農地2筆●●●●㎡は、畑として25年位前に購入されたとの事です。●●さんは、2年位前から体調が芳しくなく農地の管理に難儀していた時に、●●●●内の不動産業者を仲介して2筆の農地を●●●●が駐車場用地として取得したいとの話があり、承諾し売買する方向でまとまったとの事です。

●●●●の担当者によると、今後の駐車場整備計画としては、この●●さんと●●さんの土地を転用許可後に取得し、●●●番地の一時転用期限である4月30日となる前には造成を完了し、現在の駐車場から車両を移動させるために、工期は3月末までを予定しているとの事です。

駐車場への出入りについてですが、●●●道側から幅約●●●mの進入出経路を設ける計画との事です。駐車場への進入出経路についてですが、次の番号6とも関連しますが、市道から水路を横断できるよう橋を架ける必要があるかについて、●●●●が市道路課と協議すると原因者負担となり、相当の工事費がかかる事から現在のところ計画はないとの事です。駐車台数は、●●台であり、これまでの●●●番地の駐車台数に比較すると●台分位の減となりますが、安全性を確保した場合の最大駐車台数になるようです。

お客様駐車場の場所を変更することに伴い、商業施設「●●●●」までの距離がこれまでの仮駐車場より遠くなる懸念がありますが、当面の間は許可申請した通りの位置関係で運用し、お客様から苦情等があった場合には、配置の再検討を行う可能性もあるとのことです。

土地の買収価格については、これまでの駐車場用地の取得の扱いと同様に、鑑定価格を基に譲渡所得税相当分を上乗せした金額となります。

既に転用許可を受けて従業員用駐車場として取得の上利用されている農地2画地があり、今回も公共性の高い施設整備であることから農地転用に問題はないと思われます。

●●●●さんと●●●●さんの駐車場対象地の3筆に事前着工はありません。

以上です。補足説明を事務局をお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の 9、10 ページをご覧ください。

場所については、農業振興地域外の農地となります。農地性については第3種農地で、駅、市町村役場、高速道路からの出入口等の公共施設から至近距離(300m以内)にある地域内の農地となります。

申請目的、理由については、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水ありません。

2月1日に現地確認をしております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

よろしいですか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号4から番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号4から番号5につきましては、承認することといたします。

引き続き議案第5号、番号6につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

番号6について説明いたします。番号4、5と同様に、補足説明資料12ページの現地案内図・公図をご覧ください。土地の所在の説明は、省略します。

先日、●●●●さんにお話を伺いました。●●さんは、●●●内の市街化区域内にお住まいです。居住地域の場所柄からしてアパートを所有しておられます。農作業は、自宅周りの畑の耕作が中心であり、市街化調整区域内の農地は他の農家に水田として貸付けておられます。●●さんは、令和2年5月1日から3年間を期限とする一時転用の許可を受け、●●●●●に従業員用駐車場として貸付けてきました。今では農機具もほとんどなく年齢的にも農作業従事は無理なので、●●●●からの買取の申し出を承諾したとの事です。

●●●●の担当者に問い合わせると、●●さんと令和3年7月に農地転用許可を条件とする条件付き売買契約を締結し、仮登記を設定してあるとの事です。

この事案についても先程の番号4、5と同様に、公共性の高い施設整備であることから農地転用に問題はないと思われます。対象地は、既に農地に原状回復されており、事前着工はありません。

以上です。補足説明を、事務局をお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の11ページをご覧ください。

こちらについても、農業振興地域外の農地となります。農地性については第3種農地で、駅、市町村役場、高速道路からの出入口等の公共施設から至近距離(300m以内)にある地域内の農地となります。

申請目的、理由については、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水ありません。

2月1日現地確認をしております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号6につきましては、承認することといたします。

次に議案第5号、番号7につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

●●●●が3年ほど前に契約し、地主さんには、維持管理費だけを支払っていた土地だそうです。計画が二転三転していましたが本決まりしたので、申請されました。

今のところ、事前着工等ございません。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の１３ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地となります。農地性については第２種農地で、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となります。

申請目的については、社員の福利厚生施設となっています。

申請理由としては、既存の福利厚生施設の代替場所としてゴルフ練習場と多目的コートの申請をするものです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水ありません。

２月２日現地確認をしております。

配置計画については、１５ページをご覧ください。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第５号、番号７につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第５号、番号７につきましては、承認することといたします。

次に議案書１９ページ、議案第６号「納税猶予に関する適格者証明について」でございます。

議案第６号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第６号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第６号、番号１につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

２月１８日に現地確認と相続人のお話を聞いたところ、十字路に接する土地は作付けをしていますが、農地として耕してあり、いつでもできる状態になっております。残りの３筆については、現在少し草が枯れている状態ですが、耕作が可能な状態です。

奥さんと話をしたところ、息子さんと一緒にトラクター等を使いながら耕作を続けていきたいという状況ですので、納税猶予に関する適格者だと考えます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

内容は委員さんのご説明のとおりです。元々、お亡くなりになったご主人も同じ場所で納税猶予を受けていました。今回、それを引き継ぐような形で奥様も納税猶予を受けたいというお話です。3年ごとの証明も出されてきたのですが、そちらも今まで問題なかったもので、今回も問題ないと存じます。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第6号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第6号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案第7号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」でございます。

議案第7号につきまして、事務局から朗読及び説明をいたします。

(事務局)

蓮田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」をご覧ください。農業委員会等に関する法律がございまして、平成28年4月1日に改正法が施行され、その時に、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」というものを全国の農業委員会が作る努力をするという形で位置付けられていました。実際、蓮田市農業委員会としては、平成29年4月1日にこちらの指針を策定させていただき、総会で審議、承認いただいたものを指針ということで広く掲示していたのですが、今回、法律の方が、令和5年4月1日で改正されることとなりました。そちらの内容ですと、今まではなるべく作るという努力義務だったのですが、今度は必ず作らなければならないというものへ変わりました。

蓮田市は既に平成29年に作った指針があるのですが、内容の見直しをしなければならぬと農林水産省の方から通知がきまして、それに基づき全国の農業委員会の方で策定もしくは改正をする必要が出てきたところです。

今回お配りした指針（案）ですが、基本的には大きく変わった所はございません。一部、条項の名称が変わったり、通知文の内容などに修正が少し入りました。また、以前作った指針の内容が少し古いということで変更した部分がございます。

例えば、1 ページ目の第2の1「遊休農地の発生防止・解消について」というところで、現状（令和5年3月時点）、次が3年後、その次が10年後ですが、以前は、現状が平成29年、3年後が32年3月、最終的には35年3月となっていました。全部で4ページあり、先ほどの「遊休農地の解消・目標」、「担い手への農地利用集積目標」、「担い手の育成・確保」、「新規参入の促進」という形で目標を掲げることになっております。“現状”は今の現状なのですが、今までの増減等を含めて、だいたい3年後であればこれぐらいの集積面積になるのではないかとという予測に基づいて数値を出しております。

1 ページ目の遊休農地の数値から説明すると、遊休農地の解消面積があれども新しく増えたりするところでしたり、再度遊休農地になってしまった再発も考えなくてはならず、なかなか大きく減らすことが難しいのが現状です。目標としては、10年後に全体として遊休農地面積76.5haから51.0haまで下げ、割合としては5.67%まで下げていくことを目標にしたいと思います。因みに管内の農地面積というのは、2020のセンサスの数値が入っております。

2 ページ目「担い手への農地利用集積目標」について、今までの実績等を含めて、10年後には341haほどの集積が見込まれるのではないかと予測しています。今日も利用権で、●●●●さんや新規就農の●●さんなど、企業が入ってくる予定ではあるので、そのようなところで集積が見込まれるのではないかと考えます。それに伴い、遊休農地の解消にもつながるのではないかと予測しています。

3 ページ目の「担い手の育成・確保」ですが、総農家数と主業農家数も、センサスの数値で出しております。現在の認定農業者は66経営体、認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者、特定農業団体その他の集落営農組織の数値は、農政課とすり合わせをして出したものとなっております。だいたい1年間に2経営体くらい増えると予測しています。

4 ページ「新規参入の促進目標」について、個人ですと8名、法人は7法人が少しずつ増え、個人では2名ずつほど増えていくのではないかとという予測です。現況としてもだいたい2名ずつほど増えています。法人は一定に増えるということがないため、調整をさせていただいてこの数値を出しています。年間に1法人あるかないかというところです。

その他の文章については、平成29年のものと変わりがありません。今までと同じような活動をしていくということで、計画をしております。

何かご質問があればいただけると助かります。よろしくお願いいたします。

（議長）

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委員）

「②新規就農支援セミナー等への参加について」の部分ですが、市や農協と連携し、セミナー等に参加して新規就農者の情報を集め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制を整

備する、ということで、フォローするには資金が発生すると思われます。そのあたりの予算などを市の方にどのような形で請求しているのかを知りたいです。

(事務局)

請求というのは、例えばどのような形でしょうか。

(委 員)

考えていることは個人的なことです。新規就農者がいた場合、ベテラン農家さんのところに研修に行かせるなどを考えています。それが一番の近道というか、手厚い指導をしないとやる気だけではゼロベースの人はかなり難しいと思われます。ベテランの実績のある農家の人のところへ行き、技術や道具などを面倒みてもらわないと、スタートするまでも難しいと思いますので、研修費用などを市でフォローしてもらえると、やる気がある人のスタートがスムーズにできると思います。

(事務局)

ご意見いただいたような補助金や貸付は、農政課でも農業委員会でもありません。現在あるのは、青年の就農者の補助金関係や貸付です。

(委 員)

それだけだと現実には厳しいので、より手厚く指導できるような体制がないと、やり始めてから続けられないと意味がないと思います。

(事務局)

県や農協などの方から農政課へ案内している制度として、先輩農家さんから指導者という形で認定しているものはあるようです。このような制度を利用して指導者を増やしていくという形もあると思います。

(委 員)

●●●管内の農業士に選ばれてやらせていただいていますので、指導農家同士では実践を農家の元でやらなければ、やる気だけで決めることは難しいと思います。

(事務局)

そのようなご意見があったということは、農政課の方にも伝えます。

(議 長)

他には何かございますか。

(委 員)

遊休農地ですが、農業振興地域全てを網羅したとのことですか。

(事務局)

そうです。

(委 員)

自己管理している所や、草が生い茂っている所と色々ありますが、どこまでが遊休農地でしょうか。

(事務局)

皆様がパトロールしていただいた結果を元に作成した数値となります。

よって、皆様のご判断をしていただいた内容の面積になっています。遊休農地の中に自己管理は入っていません。

(委 員)

遊休農地の関係ですが、近年、業者が入ることがあります。農地パトロールでどのように判断するのかについて、その部分の数値が変わってしまいます。

(事務局)

農業委員会を通した利用権や3条申請だけではなく、ヤミ耕作をしていたり、実際は権利が移っているが3条申請を出していないというケースもあると思います。法律上、所有者の方が農地を管理しなければならないことになっているため、問題があったり管理不足となってくると、責任を問われるのは所有者となります。農地パトロールで遊休農地と判断いただいているのであれば、面積は計上しています。

(委 員)

悪い業者の場合も、カウントされるのですか。

(事務局)

結局、所有者がそのような方と契約をしている段階で法律を犯している形となります。

(委 員)

“集積”と記載がありますが、水田においては集積でよいのですが、畑については、集積をはかるエリアに新たに売買が入った場合などは、難しいのではないかと思います。

(事務局)

こちらの“集積”ですが、委員さんのお話のような一体の集積ではなく、農地の利用権の貸し借りが出ている面積や、3条申請が出て農地を農地のまま買い受けた面積の総合計という意味になります。

(議 長)

他に何かございますか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第7号、「農地の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第7号、「農地の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」につきましては、承認することといたします。

次に議案第8号、「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得時における下限面積（別段の面積）の廃止について」でございます。

議案第8号、「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得時における下限面積（別段の面積）の廃止について」につきまして、事務局から朗読及び説明をいたします。

(事務局) — 議案第8号、議案書朗読 —

こちらについては、農地法が改正されることで下限面積要件がなくなります。それに伴い、蓮田市で設定している別段の面積についても、廃止してよいかについて、意見を求めるものです。

(議 長)

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

全国的に下限面積要件が廃止されることとなり、今まで3条許可で要件を満たさないものもありました。その場合、下限面積要件がなくなったため、他の要件を満たせば面積に関係なく3条許可を取得することができるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

今までは4,000㎡に満たなくて買えないという方がいらっしゃいました。そういった方にはよいと思いますが、実際は、農地が悪用されてしまうのではないかと、いうところを一番懸念しています。

国の考えとしては、ただ下限面積要件を撤廃するだけなので大丈夫だろうということですが、新規で初めて農業をする人をどのように審査をしたらよいか悩んでいます。

農業会議は、運用指針を出す予定だそうです。蓮田市の場合は、今までは事務局が現地確認に行き、委員さんが現地確認するとしていましたが、今後は、3条に限っては、一緒に確認に行き、一緒に農機具等の状況も見なければならないのではないかと考えています。

(委 員)

そうすると今の時点では、国からの通知もはっきりしない点もあるので、4月から下限面積要件がなくなるということは、農業委員会としては積極的にPRなどしないということですか。

(事務局)

農業委員会からは積極的にはしませんが、農水省は積極的にPRしていくと思います。

(議長)

改正を待っている人もいるのですね。

(事務局)

待っている人もいます。

(委員)

悪徳な業者も待っている可能性もあります。それを実際止めることができるのかが懸念事項です。

(委員)

蓮田市が独自に下限面積要件を作ることはできないのでしょうか。

(事務局)

人・農地プランがありますが、基本的に、蓮田市内の色々な地域で地域計画を作らなければなりません。地域計画の中では、農地を取得するには4反以上なくてはいけない、という文言を盛り込むことは可能です。そうすると、その地域で農地を購入する場合、地域計画が前提となるため、プランに合わない場合は、3条をお断りすることが可能です。

しかし、市内での足並みがそろっていないため、難しいところです。

(委員)

利用権における実績なども、条件に入れることはできるのですか。

(事務局)

今までも入れていましたので、まずは利用権で数年間やってもらい、その状況により取得ということも考えています。

地域計画を作る場合は、条件に入れることができるのですが、市全体としては入れることができません。

(委員)

蓮田市だけが下限面積要件を残しておくことはできないのですね。

(事務局)

元になる法律に下限面積要件がなくなるので、残しておくことはできません。

実際に、各地区の農業委員会は「実情を知らないのではないか」と撤廃に反対をしていたようですが、国が言うには、他の要件を満たすことができれば今までと変わらないのではな

いかということで、平行線をたどったまま法が改正されてしまいました。

皆様が懸念されているように、これからは本当の意味での農業希望ではなく、投資的なものでの農地の売買が出てくるのではないかと思います。どこの農業委員会も懸念していますが、それを阻止することは難しいです。そのあたりの指針を農業会議で作られるという話ですが、難しいようです。今後、そのような案件が出た場合は、農業会議などに確認しながら、対応していきたいと考えております。

(委 員)

地域計画というのは、地域で作られるものなのですか。

(事務局)

人・農地プランの代わりとなるものが、地域計画というものになり、その中にはどのように集積していくかという地図を作っていかなければなりません。耕作者と地権者がバラバラな形から、10年後には集積をしていき、耕作者と地権者の名前を記した地域計画を作ります。

(委 員)

その中には最低これくらいの収益をあげないといけない等の条件を付けられるのでしょうか。新しく始める人が収益を上げられるのかという判断になると思います。

(事務局)

国の方は、農家のみやる人だけではなく、広く農業を広めたいので、家庭菜園等のような誰でもできるようなことを目指していると思われます。そのような面から、収益という条件を付けることは難しいかもしれません。

しかし、下限面積要件を地域計画中で決めることはできます。地域計画は青地（農業振興地域内）で作るものなので、その中で農転可能な場所を含めてしまうと、農転をする度に地域計画を変更しなければならなくなります。

よって、1種農地で農転ができないという所に対して地域計画を決めていかないと、後々大変なことになるのではないかと懸念しております。

下限面積要件がなくなるため、それに対するものとして、地域計画の作成についてももう少し農業委員会の方でも勉強会を開くなどして、地域の農地を守っていくことを考えていただければと思います。

(委 員)

誰が相続しているか分からない土地が、蓮田市には存在しますか。

(事務局)

存在します。相続放棄された土地で、実際の所有者が分からなくなっているものがあります。

そのようなことを踏まえ、相続登記の義務化がされるのではないかと思います。

(委 員)

下限面積要件は廃止された方がよいと思います。その方が一般の人も購入できます。また、耕作放棄地も少なくなる可能性もあります。その代わり、農業委員会が強く指導しなければならないと思います。

(事務局)

下限面積要件は蓮田市では4反ですが、全国的にみると4反は多い方だったようです。少ないところでは1反くらいだそうです。

元々の法律上は、原則5反だったのですが、それを減らして蓮田市では4反にしていました。

(委 員)

これは農水省からの発表なのですか。

(事務局)

はい。農水省からです。一つは、遊休農地を減らすことが目的なのではないかと思われます。色々な人が入りやすいようにということです。

(議 長)

多くのご意見をいただきました。採決いたします。

議案第8号、「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得時における下限面積（別段の面積）の廃止について」につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

多数賛成であります。

よって、議案第8号、「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得時における下限面積（別段の面積）の廃止について」につきましては、承認することといたします。

それでは、議案書20ページ以降の報告1から報告7につきまして、事務局より朗読と説明をお願いします。

(事務局) — 報告1から報告7、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読、説明等いたしました、報告1から報告7につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

「なし」の発言。

(議 長)

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —